

## 広島県農業会議第12回常任会議員会議議事録

1. 開催日時 平成22年3月18日(木) 午後1時30分から3時15分

2. 開催場所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3. 出席会議員(13人)

1番 渡辺 眞作	2番 梶原 安行	3番 佐々木信幸
4番 林 武彦	5番 重光 照久	6番 近廣 多郎
7番 楨原 勝正	8番 大元 活男	9番 石田 文雄
10番 中谷 憲登	14番 小泉 俊雄	15番 高橋 敬明
16番 山口 泰治		

4. 欠席会議員(7人)

11番 中原 輝雄	12番 福本 正彦	13番 卜部百合子
17番 安井 裕典	18番 滝口 季彦	19番 中村 雅宏
20番 西岡 恒治		

5. 議 事

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について  
第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6. 報告事項

- (1) 一時転用の復元状況について
- (2) 農地法等に係る知事権限の移譲を受ける市町について
- (3) 平成22年度全国農業委員会会長大会について

7. 情報交換

- (1) 中山間地域等直接支払制度について

## 8. 県及び市町農業委員会職員

県農業経営課 主任専門員 長嶺 孝  
〃 専門員 木原 章裕  
広島市農業委員会 主査 今村 好司  
呉市農業委員会 係長 上原 二郎  
三原市農業委員会 次長 北山 静美  
福山市農業委員会 次長 平田 純雄  
庄原市農業委員会 主任 岸 泰弘  
東広島市農業委員会 係長 山本 剛三  
安芸高田市農業委員会 主任 安田 勝明

## 9. 農業会議事務局職員

事務局長 木原 政弘  
次 長 江上 正一  
主 任 平山 太郎

## 10. 議事内容

事務局	ただ今から、平成21年度第12回常任会議員会議を開会いたします。本日は滝口会長が市長の公務のため欠席となりましたので、副会長に代理を務めていただきます。開会にあたりまして副会長が、ご挨拶を申し上げます。
副会長	(あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それでは、これより会議に入ります。 事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございませんので、ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。 会則第37条及び農業会議会議規則第5条の規定により、副会長に議長を務めさせていただきます。副会長よろしく申し上げます。
議長	それでは、私が議長を務めさせていただきます。 本日の出席会議員数を報告いたします。

常任会議員総数 20人、うち 本日の出席は13人です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。議事録署名者を、私の方から指名いたします。

7番●●会議員、14番●●会議員に、お願いいたします。

よろしく申し上げます。

これより審議に入ります。今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局 (議案4ページから13ページについて説明)

議長 ただ今の、説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を、議題にいたします。関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、三原市農業委員会から申し上げます。

三原市農業委員会  
三原市農業委員会です。  
資料1、2ページ及び資料3の1ページをご覧ください。  
1番の案件について、説明します。

●●氏によります、墓地への転用事案です。●●氏は三原市に居住する農家です。この度、自宅に隣接する申請地を転用して墓地を設置しようとするものです。申請地は、●●地区●●工区として平成6年度から8年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。申請人の所有する農地は、全て第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく現在の住居に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において住居する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて、2番の案件について説明します。 資料3の2ページをご覧ください。

●●氏によります、宅地の拡張への転用事案です。●●氏は三原市に居住する兼業農家です。

この度、宅地の拡張を行い、庭敷として利用するため、申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●地区上条工区として昭和59年度から平成3年度にかけて実施された団体営土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。

申請人の所有する農地は、全て第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく現在の住居に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は、旧農地法施行規則第5条の4第5号「既存施設の拡張で拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積を超えないものに限る。」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上、説明しました2件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し、諮問しました。

福山市  
農業委  
員会

福山市農業委員会です。

資料1、3ページ及び資料3の3ページをご覧ください。 1番の案件について説明します。

●●氏によります、農家住宅への転用事案です。●●氏は、福山市●●町に居住し、農業を営んでいます。

現在の住居は、老朽化が進み、手狭であることから、本申請地に住宅を建築しようとするものです。申請地は、●●地区として、昭和53年度から62年度にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。

申請人の所有する農地は、全て第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく、本申請地を選定し、転用しようとするものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において住居する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれ

もないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

東広島市農業委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の4ページ、及び資料3の4ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、資材置き場及び、宅地の拡張への転用事案です。●●氏は、東広島市●●町に居住し、まさ土等の販売をしております。この度、現在利用している資材置き場の借地契約が切れ、土地所有者から明け渡しを求められているため、自宅に隣接する本申請地を資材置き場、また宅地を拡張し、双方庭敷として利用する為転用するものです。

申請地は、●●地区として昭和44年度から49年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された、第1種農地です。

申請人の所有する農地は、第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」及び、旧農地法施行規則第5条の4第5号「既存の施設の拡張で、既存の施設の敷地の面積を超えないものに限る」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いては、2番の案件について説明します。資料3の5ページをご覧ください。

●●氏によります、農家住宅への転用事案です。●●氏は、東広島市●●町に居住する兼業農家です。この度、現在の住居を相続により譲り渡すことになったため、隣接する本申請地に農家住宅を建築するため、転用するものです。

申請地は、●●地区として昭和52年度から57年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された、第1種農地です。申請人の所有する農地は、第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく現在の住居に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許

可の例外に該当します。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて、3番の案件について説明します。資料3の6ページをご覧ください。●●氏によります、宅地の拡張への転用事案です。●●氏は東広島市●●町の共同住宅に居住しています。この度、父親名義の住居を相続により譲り受けることになり、宅地を拡張し、庭敷として利用するため、転用するものです。

申請地は、●●地区として昭和52年度から昭和57年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。周辺の農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく住居に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は、旧農地法施行規則第5条の4第5号「既存施設の拡張で、既存の施設の敷地の面積を超えないものに限る」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

以上説明しました3件については、いずれも事業規模から見て適当な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。以上です。

安芸高  
田市農  
業委員  
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の5ページ及び資料3の7ページをご覧ください。1番の案件について説明します。●●氏によります宅地拡張への転用案件です。●●氏は、安芸高田市●●町で農業を営んでいます。この度、宅地を拡張して浄化槽の設置及び庭敷として利用する為、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●町●●地区として、平成6年度から平成12年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

申請人の所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく申請人の住居に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は、旧農地法施行規則第5条の4第5号「既存施設の拡張で拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積を超えないものに限る」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて、2番の案件について説明します。資料3の8ページをご覧ください。●●

氏によります墓地への転用案件です。●●氏は、安芸高田市●●町に居住しています。この度、山の中にある墓地を移転するため、本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●町●●地区として昭和61年度から平成12年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備第1種農地です。申請人の所有する農地は、第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく申請人の住居に隣接する本申請地を選定したものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

以上説明しました2件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。

議 長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法4条の規定に基づき東広島市農業委員会から諮問があり、先ほど農業委員会より説明のありました転用案件について、3月9日に、●●常任議員を調査員とし、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行っていただきました。

その調査報告を、●●議員さんからお願いいたします。

●●  
会議員

失礼します。3月9日午後2時より、現地調査をいたしました。調査員は私一人でした。立会人は●●東広島市農業委員会会長、農業委員会職員、広島県農業会議職員でした。

案件は東広島市●●町にある田2147㎡、畑561㎡、2筆合計2708㎡の第1種農地です。申請人は●●さんほか1名、転用計画は資材置き場及び宅地拡張でございます。申請人は採石、まさ土、砂等を販売されており、現在使用している土地の返還を求められ、苦慮した結果、自宅の隣接地に移転を余儀なくされて、この度の申請にいたったものです。

申請地の状況ですが、JR山陽本線●●駅の西2キロに位置しており、四方は

東広島市●●公民館、市道、田、申請人の自宅に囲まれた土地です。昭和44年度から49年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された市街化調整区域内の第1種農地です。

転用理由ですが、申請人は、建設資材の販売業を営んでおられますが、これまで資材置き場として利用していた土地の賃貸借契約期間が満了し、明け渡しを求められているため、自宅に隣接する本申請地を資材置き場として使用する目的で申請をされたものでございます。

土地の選定理由といたしましては、周辺で代替え地を探されましたが、適当な土地が無く、やむを得ず自宅に隣接し、面積、立地条件等において適していた本申請地を選定されたものでございました。

転用計画の妥当性ですが、本申請地は第1種農地ではございますが、周辺には宅地や公共施設が立地するなど、相当程度市街化が進んでおり、立地条件から見ても農地以外に利用されることもやむを得ないと認められました。

既存施設の借地契約期間満了に伴う代替え地確保のための転用であり、転用面積も最小限度のものであると思われまます。

沈砂池を設けるなど、適切な被害防除措置が講じられており、周辺の土地に悪影響が生じる恐れはないと認められます。

他法令につきましては、農振農用地区域からの除外見込みであると言うことでございました。以上です。

議 長            ありがとうございます。ただ今、ご説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて53件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議 長            ご質問がないので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員            異議なし

議 長

異議なしの声がありましたので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

つづいて、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を、議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、福山市農業委員会からお願いします。

福山市  
農業委  
員会

福山市農業委員です。

資料1の8ページ及び資料3の9ページをご覧ください。 8番の案件について説明します。 ●●氏によります、農家住宅への転用事案です。

●●氏は、福山市●●町に居住する兼業農家です。 この度、県道福山西環状線道路整備事業により、現在の住居を移転しなければならなくなったため、譲渡人である父親から本申請地を借り受け、住宅を建築しようとするものです。

申請地は、●●地区として、昭和47年度から昭和50年度にかけて行われた団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。譲渡人の所有する農地は、全て第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなくほ場整備区域の本申請地を選定し、転用しようとするものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。 なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて、9番の案件について説明します。資料3の10ページをご覧ください。

●●氏、外1名によります、農家住宅への転用事案です。

●●氏は、福山市●●町に居住し、農業を営んでいます。

この度、県道福山西環状線道路整備事業により、現在の住居を移転しなければならなくなったため、譲渡人である母親から本申請地を借り受け、住宅を建築しようとするものです。

申請地は、●●地区として、昭和47年度から昭和50年度にかけて行われた団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。譲渡人の所有する農地は、全て第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく、本申請地を選

定し、転用しようとするものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

以上説明しました2件につきましては、事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。

東広島  
市農業  
委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の9ページ及び資料3の11ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。●●氏によります、農家住宅への転用事案です。●●氏は東広島市●●町の父親の所有する家に居住しています。

父親の所有する家は古く、住宅機能も不足しているため、このたび父親の農地を借り受け、新たに農家住宅を建築するため転用するものです。申請地は、●●地区として、平成4年度から平成11年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

譲渡人の所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて2番の案件について説明します。

●●氏によります、宅地拡張への転用事案です。資料3の12ページをご覧ください。●●氏は東広島市●●町に居住しています。●●氏は、申請農地に隣接する宅地に住宅を建築しておりますが、本申請地を庭敷として利用するため転用するものです。

申請地は、●●地区として、昭和50年度から昭和59年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

周辺の農地は第1種農地ばかりであり、やむなく住居に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は、旧農地法施行規則第5条の4第5号「既存施設の拡張で拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積を超えないものに限る」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて3番の案件について説明します。資料3の13ページをご覧ください。●●氏によります、農業用施設への転用事案です。●●氏は東広島市●●町に居住し、農業を営んでいます。

東広島市●●町には妻の実家の農地があり、●●から農作業用の機械を運んで耕作をしています。この度、耕作の利便性を図るため、本申請地を農業用倉庫及び作業場等にするため、転用するものです。

申請地は、●●地区として、昭和41年度から昭和53年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

周辺の農地は第1種農地ばかりであり、やむなく住居に隣接する本申請地を選定したものです。本件は、農地法施行令第18条第1項第2号イ「農業用施設に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上説明しました3件につきましては、事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。以上です。

安芸高  
田市農  
業委員  
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の10ページ及び資料3の14ページをご覧ください。1番と2番は同一案件ですので一括して説明します。富田組株式会社によります資材置き場への転用案件です。

●●株式会社は安芸高田市●●町で土木建設業を営む会社です。この度、既存の資材置き場が手狭になったため、申請地を資材置き場として転用しようとするものです。

申請地は、安芸高田市役所から南東へ約5kmに位置する市道、河川および山林に囲まれた第2種農地です。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて、4番の案件について説明します。資料3の15ページをご覧ください。

●●氏によります駐車場及び資材置き場への転用案件です。●●氏は安芸高

田市●●町に居住する会社役員です。

この度、役員を務める会社の既存の従業員駐車場及び資材置き場の賃貸借契約満了に伴い、申請地を取得して転用し会社へ貸与しようとするものです。

申請地は、安芸高田市●●支所から南へ約5kmに位置する市道、河川及び工場に囲まれた第2種農地です。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて、5番の案件について説明します。

資料3の16ページをご覧ください。●●氏によります住宅への転用事案です。●●氏は安芸高田市●●町に居住する公務員です。この度、既存の住宅が手狭になったため、新たに住宅を建築するため、父親から申請地を借り受け転用しようとするものです。

申請地は、●●町●●地区として昭和55年度から平成2年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなくほ場整備区域の端に位置する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

以上説明しました4件につきましては、いずれも事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。

議 長

以上で、説明が終わりました。ここで、常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法5条の規定に基づき安芸高田市農業委員会から諮問があり、先ほど農業委員会より説明のありました転用案件について、3月9日に、私と、●●会議員を調査員とし、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行いました。その調査報告を、私からご報告いたします。

●●  
会議員

3月9日は雪のため天候が悪く、現地の確認が取れませんが、資料に添付しております写真は、現地調査の後日、雪が消えた状況の写真を添付しております。

調査員は私と●●会議員でございます。立会人として安芸高田市農業委員会

の●●会長と職員、農業会議職員であります。

調査の案件は、貸資材置場及び貸駐車場への転用案件であり、所在地は安芸高田市●●町、地目は田で7筆、面積が5617㎡の第2種農地です。申請人は●●さんと●●さんです。転用計画は、鉄材や梱包枠等の資材置き場、従業員用の駐車場40区画、大型トラック用2区画の計画であります。

申請地の状況ですが、安芸高田市●●支所の南へ約5キロに位置し、四方を申請人が役員を務める会社が所有する工場、市道、河川に囲まれた第2種農地です。過去10年に渡って、耕作が放棄されてきた農地で、管理が不十分で雑草の繁茂、地元では苦情が出ていたようであります。

転用理由としましては、転用事業者は、●●関連の自動車部品を製造する会社であり、その会社の役員を務めております。近所で借りている既存の資材置き場及び駐車場用地の賃貸契約の満了によって、返還を余儀なくなったため、この度、申請地を取得転用して資材置き場及び駐車場として使用する目的で申請されたものであります。

申請地の選定理由としては、申請地の所有者による営農管理の継続が困難となり、譲渡人からの資材置き場等への使用について打診があったものです。転用事業者は既存施設に隣接し、面積、立地条件において適している本申請地を申請したものです。

転用計画の妥当性ですが、既存施設の借地契約満了による代替地確保としての転用であり、転用事業者が役員を務める会社の事業量、事業内容等からみても、本件転用はやむを得ないと判断しました。

事業計画から見て、周辺農地に与える影響ですが、道路、河川、工場に囲まれており、周辺農地には悪影響は及ぼさないと認めました。

他法令の関係ですが、農振農用地区域からは除外が見込まれております。以上です。

議 長

ただ今、ご報告いたしました案件と、それ以外の案件について、合わせて72件の諮問を受けております。これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議 長      ご質問がないようなので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員      異議なし

議 長      異議なしの声がありましたので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨を、答申いたします。 審議事項につきましては、以上で終了しました。 それでは、続きまして報告事項に移ります。

なお、いつもですと、ここで農業委員会の方には、ご退席いただくのですが、今回は、報告事項に「一時転用の復元状況について」を、議題としていますので、そのままお残りください。 それでは、「一時転用の復元状況について」県農業経営課からご説明をお願いします。

農業  
経営課      (資料5 議案14ページから15ページについて説明)

議 長      ありがとうございます。  
ただ今のご説明について、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

(発言なし)

議 長      続きまして、「農地法等に係る知事権限の移譲を受ける市町について」を、事務局から報告します。

事務局      (資料6 議案16ページについて説明)

議 長      ただ今の説明について、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

(発言なし)

議長 続きます、「平成22年度全国農業委員会会長大会について」を事務局よりご説明いたします。

事務局 (資料7 議案17ページから20ページについて説明)

議長 ただ今の説明について、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

(発言なし)

議長 それでは続きます、情報交換に移らせていただきます。  
この4月から第3期対策が始まります、中山間地域等直接支払事業につきまして、県農業経営課からご説明いただきます。

農業  
経営課 (資料8について説明)

議長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

●●  
会議員 2ページのステップアップ型のA要件の2つ以上の選択の中には場や水路、農道の整備等の生産条件の改良とあるのですが、暗渠排水も含まれていますか。

農業  
経営課 はい。含まれています。

●●  
会議員 この「等」というのはどのようなものがふくまれるのでしょうか。

農業  
経営課

QアンドAには載っていますが、資材投入とか、もみがら等を入れるというのも良いということになっています。その要件、投入量などは地区地区で違いますので、効果があるようにお願いしますと言われてしています。

●●

会議員

分かりました。

●●

会議員

二期対策と三期対策を比べてみると、かなり三期対策というのは幅を広げて、対象を広げたというような印象に受けるのですが、それでよろしいのでしょうか。

農業  
経営課

はい、そうです。

●●

会議員

今の協定農用地の引き受け手の問題ですが、例えば、引き受け手の1人が「引き受けましょう」という時に、例えば3年目位に不幸にも亡くなられた場合にはどうなるのでしょうか。

農業  
経営課

その場合は、次の方、例えば私が、農林太郎の後を継いで「農林 太郎の後に入ります」と言えば、体制は整備されているので、そのまま10割単価ということになります。

●●

会議員

いなかった場合はどうなりますか？

農業  
経営課

2割の遡及返還になります。

●●

会議員

例えば、3年間でなく5年に遡ってですか。

農業  
経営課

そうです。体制を維持されているかどうかで2割を出していますので、体制を5年間維持出来なかったということで、2割返して頂くという形になります。

体制が維持出来ていれば、誰かが病気になったり農業を辞めるようなことがあっても10割はもらえるということです。

●●  
会議員

理由は関係ないということか。

農業  
経営課

そうです。体制が整っていればということです。本来ならば基礎単価かもしれませんが、やることは基礎的なことかもしれませんが、誰かが「私がやります」と手を挙げることに2割余分に出しましょうということです。

●●  
会議員

19戸という数字がひっかかるのですが。

農業  
経営課

限界集落という定義から出てきた数字らしいのです。

●●  
会議員

例えば、全体が30戸あった場合、19戸になるまでと言ったら、この制度がなくなるということになるのではないか。

農業  
経営課

センサス集落にも大小ありますので、不公平があるのではないかと国にも話はしているのですが、一応センサス集落ということで区切られております。

●●  
会議員

なぜ19戸なのかという理由はなんなのか。

農業  
経営課

根拠は聞いておりませんので、機会がありましたら聞いておきたいと思います。

●●  
会議員 集落ぐるみの型の選択の場合、選択が10ぐらいあるのですが、全部クリアしなければいけないのですか。

農業  
経営課 極端な例を言えば、耕起と草刈りをすれば、農地保全ということになります。最低限、それをやっていただければ農地は保全されたとみなすと書いてありますので、全部やって頂ければ一番良いのですが、一番少ないのであれば耕起と草刈りということになります。出来ればたくさんやって頂きたいと思います。

●●  
会議員 共同で行う病害虫防除だけでは駄目ということですか。

農業  
経営課 妨害虫防除も入ってもいいのですが、農地保全ということがあるので、防除だけでは農地保全にはあたらないということです。

●●  
会議員 不在地主の田んぼが荒れている農地に景観作物を栽培しているのが対象外になるのですか。

農業  
経営課 必須条件としては多面的機能のとありますのでやって頂いて構わないのですが、A要件にはならないということになります。

●●  
会議員 これが最終的な通達になるのでしょうか。

農業  
経営課 この部分は変わらないと思います。

●●  
会議員 遊休農地を復元して景観作物を栽培する場合はどうなのか。

農業 その場合は、2ページ目のステップアップ型のA要件の耕作放棄地復旧等協

経営課 定農用地拡大というところで、耕作放棄地を復旧したということになれば、協定農用地が拡大したということになりますので、そこで見ただけであればA要件のひとつはクリアできると思います。

これから、県では市町に対して説明をしております、場所によれば市、県あわせて集落に説明に入っている地区もありますので、要領の案が取れまして、通知集が出ましたら、また集落に行つて説明したいと思いますので、その時に質問していただければと思います。 よろしくお願ひします。

議 長 どうもありがとうございました。 本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。 この際、会務全般について、ご意見があれば、お願ひします。

(発言なし)

議 長 次回の常任会議員会議は、4月16日 金曜日午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたしますので、ご出席についてよろしくお願ひします。

【終了】